

条例改正
賛成多数で可決

公民館の減免制度の見直し

市立公民館条例の一部改正

使用料の免除対象は、公用または災害時などに限定され、分館や分室は自治組織の利用のみ免除されます。3つの公民館の使用料が平準化され、個人利用も可能となります。

- 問 減免制度の見直しの考え方は。
- 答 受益と負担の適正化に関する基本方針に基づき、施設利用者のほとんどが免除となる従来の制度を見直す。施設を利用する人とならない人の公平性、公正性を図ることを目的とした。
- 問 使用料見直しの考え方は。
- 答 利用者に少ずつ負担いただき、持続可能な公民館運営の一助となることを目指した。また3館の平準化を図り、利用者に過度な負担とならないよう配慮した。
- 問 障がい者使用料を半額にした理由は。
- 答 外出機会を増やし、生涯学習の推進を図りたい。
- 問 スポーツ施設には子ども料金が設定されているが、なぜ公民館には設定しなかったのか。
- 答 スポーツ施設は民間施設もあり少



上福岡公民館の市民文化祭

条例改正
賛成多数で可決

上福岡・大井両図書館の
会議室などに使用料を設定

市立図書館条例の一部改正

4月1日からは、上福岡図書館の集会室、視聴覚ホール及び展示コーナー、大井図書館の会議室及び研修室の一般利用が可能となります。これに伴い会議室等の使用料が設定されました。

問 本条例改正によって得られる効果は。

答 受益と負担の適正化に関する基本方針に基づき、使用料の設定をした。両図書館ともに広く市民に会議室を貸し出すことができる。

- 問 公共施設予約システムでの予約は可能か。
- 答 図書館を利用する方で、団体又は個人の登録をしていない方は初めに登録が必要となる。登録完了後、システムで予約することができる。
- 問 社会教育団体等への使用料の減免について、議論はあったのか。
- 答 使用料・手数料等適正化検討委員会で議論を行った。

市が実施する事業、市の委託により実施される事業、図書館の事業については免除する。その他市長が特別に認めた場合として、市民の生命や財産



大井図書館

条例制定
全員賛成で可決

都市農地の保全、活用に向けて

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

国の法改正に伴い、本市では生産緑地地区の面積要件が300㎡に緩和されました。

- 問 条例改正の内容は。
- 答 生産緑地法の一部改正に伴い生産緑地地区の500㎡の面積要件を市区町村が条例で300㎡を下限として引き下げることができるようになった。これにより、今まで要件を満たさない小規模な農地でも生産緑地として指定できることとなる。
- 問 今回の条例改正に伴う変更点は。
- 答 大きく4つの変更点がある。1点目は面積要件を緩和すること、2点目は一団の農地の考え方が緩和されたこと、3点目は農家レストラン等の設置が可能になったこと、4点目は特定生産緑地が創設されることである。



※生産緑地地区とは地方自治体が保全する農地都市の環境保全のため、農地の持つ緑地としての機能に着目した制度。

条例改正
全員賛成で可決

情報連携で事務の簡素化が進む

個人番号の利用事務等に関する条例の一部改正

個人番号を利用した事務において、他市町村と情報連携することで、窓口負担が軽減され、申請時の添付書類が不要となります。

- 問 改正の内容はどのようなものか。
- 答 障がい者及び障がい児が自立した日常生活活または、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業に関する事務の一部において、個人番号を活用することが可能となる。
- 問 具体的にどのような事業へ活用するのか。
- 答 障がい者の日常生活用具の給付、または貸与を行う日常生活用具給付等事業、社会参加を促進するための移動支援事業、家族の就労や緊急時などに日中の活動の場を提供する日中一時支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の4つの事業となる。

問 期待される効果は。

答 申請書の添付書類が不用となることから、支給決定を行う際の課税証明書や住民票等の提出の省略により、取得時に必要な手数料負担や時間的負担の軽減が図られる。

また、窓口での申請の簡素化や書類不備に対する事務処理の軽減等、日常の業務改善の効果も大きい。



令和元年度一般会計補正予算(第7号)

全員賛成で可決

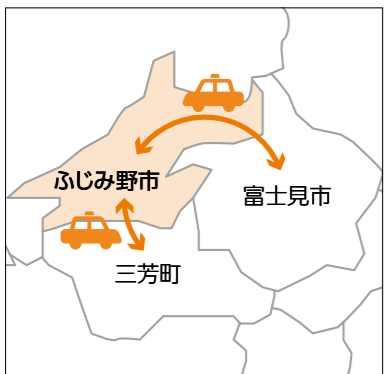
市民の交通手段の利便性が向上

お出かけサポートタクシーの運行範囲が4月1日から2市1町に拡大されます。利用登録者へ周知するための補正予算が計上されました。

- 問 お出かけサポートタクシーの見直し内容は。
- 答 内容は運行範囲を2市1町に拡大する。乗降場については市内から市内、市内から市外、市外から市内の目的地とする。利用回数は年度内24回を上限とし、利用料金は1運行当たり料金の半額の補助で上限金額を600円とする。なお、事業実施は4月1日から。
- 問 現行では朝8時から夕方5時までの利用時間だが、利用時間の延長の検討は。
- 答 タクシー会社では利用者登録を確認し、乗降場所・運賃の入力などを行う。事務作業が多いことから、タクシーが混み合う時間帯もあるため、利用時間の延長は難しいと考え

問 市民への周知方法は。

答 利用登録している市民には郵送で周知する。未登録の市民には市報、ホームページ、Fメールなどを活用するほか、公共施設へのチラシの配架等を予定している。



問 利用登録している市民には郵送で周知する。未登録の市民には市報、ホームページ、Fメールなどを活用するほか、公共施設へのチラシの配架等を予定している。